

〔兵範記〕仁安三年十一月廿二日己卯、大嘗宮北鳥居前、木工寮造立廻立殿五間、黒木屋一字、中東
二間爲御湯殿、略○其内東間中央東西妻立槽有絹覆、又有蓋、

〔寶石類書五下〕波絹之事

三箇重事云、なみきぬといふは御湯舟におほふきぬ也、

〔守貞漫稿二十五〕小桶ハ京坂ト同制、高亘トモニ概六寸、銅或鐵輪ヲカケ、桶ハ槓材ノ正目制也、中
略

略

留桶大サ大概高六寸、亘リ八寸ニ一尺許ノ楕圓也、俗ニ云小判形ナリ、輪同前、是亦槓ノ正目或ハ
サワラ材也、右五節ノ内七夕ヲ除テ中元ニ與フモアリ、又十月二十日前ニ留桶新制ニスルノ
條ヲ紙ニ書テ、水槽ノ上ニ粘ス、此時常ニ留桶ヲ用フ、彼留桶ノ客等、各自錢ヲ與フニ有差、或ハ金
二朱一分、又ハ錢三五百文二百文ヲ極下トス、其錢數ト名ヲ紙ニ書テ羽目板ニ粘ス、二十日至リ
留桶小桶トモニ新制ヲ用フ、蓋輪ハ作り改ムルニ非ズ、天保前ハ外見ヲ好ムノ徒、錢ヲ多ク與
ヘテ、留桶ニ定紋ヲ漆書サセ、或ハ記號ノ烙印ヲスルモアリ、天保以來此コト廢ス、今用之ハ却テ
數年ヲ用フノミ、留桶ノ客、何ノ浴戸ニモ男子ニハ十人ノ中一人、百人ニ十人バカリ、婦女ハ用之
者十人ニ九人、不用之者百人ニ十人也、略○中右留湯留桶トモニ京坂ニハ更ニ無之行ヒ也、

〔諺話浮世風呂三編上〕人がらのよきかみさま、水舟のわきにて、小桶に水をくみる、これはそら
おがみにて、詞づかひもあそばせつくしなり、

〔諺話浮世風呂初編下〕一人の盲人は、おけに湯をくんで、ながし板の上を兩手で、おしながらゆく
と、ふろから出てくる盲人と、あたまをかつちり、略○下

〔錢湯來歴〕湯語教

喘涸聲呻、淨瑠理 拌返而成、炎腹立 終檝ついにわらいて小桶湯爲おけをわして仕舞まはせ 或風呂中放灰墨